



様式第二十三号 (第十二条の十の二関係)

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

平成30年11月6日

福島県南振興局長 殿



届出者

住所 東京都江戸川区篠崎町1丁目2番6号

氏名 株式会社 京葉興業

代表取締役 鈴木 宏樹

電話番号 03-3678-0111



産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1番地		
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物焼却施設		
許可の年月日及び許可番号	平成 元年 11月 29日 元白保第 1164 号		
変更の内容	△軽微な変更	廃プラスチック類 () 内の限定解除 詳細は別紙のとおり	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更 (同条第6号関係を除く。)		
	規則第12条の10第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日		
※ 事務処理欄			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

別紙

産業廃棄物の種類に係る項目

変更後	変更前
①汚泥	①汚泥
②廃油	②廃油
③廃酸	③廃酸
④廃アルカリ	④廃アルカリ
⑤廃プラスチック	⑤廃プラスチック（塗料カスに限る。）
⑥紙くず	⑥紙くず
⑦木くず	⑦木くず
⑧動植物残さ	⑧動植物残さ
⑨金属くず	⑨金属くず

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上 9 種類

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1番地

株式会社コラボ・ウェイスト

平成28年3月10日付けで申請のあった法人の合併については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定により、下記のとおり認可します。

平成28年4月18日

福島県南地方振興局長 小檜山 均



記

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により下記の産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社京葉興業 代表取締役 鈴木 宏和 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
合併又は分割の方法及び条件	株式会社京葉興業を吸収合併存続会社とし、株式会社コラボ・ウェイストを吸収合併消滅会社とする。
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設（政令第7条第3号） 廃油の焼却施設（政令第7条第5号） 廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号） 産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2）
産業廃棄物処理施設の設置の場所	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1番地
処理する産業廃棄物の種類	1 産業廃棄物 ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類（塗料カスに限る）⑥紙くず ⑦木くず ⑧動植物性残さ ⑨金属くず 以上9種類 2 特別管理産業廃棄物 ①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物） 以上4種類

（裏面に続く）

	<p>注) 特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目</p> <p>①汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p> <p>②廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p> <p>③廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p> <p>④廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p>
産業廃棄物処理施設の処理能力	混焼能力75 t/日(24時間) 3.125 t/時間
産業廃棄物処理施設の設置許可等の年月日及び許可番号	平成元年11月29日 (産業廃棄物処理施設設置届出受理)